

乳幼児等福祉医療費受給者証更新のお手続きについて (4月より小学校に就学される児童が対象です)

4月より小学校に就学される児童の乳幼児等福祉医療費受給者証の有効期限が近づいています。4月以降の受給者証の交付には更新の手続きが必要です。

3月上旬頃、対象世帯に手続きの案内を郵送いたしますので、案内に沿って手続きしてください。



○対象者 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの児童

(現在お使いの乳幼児等福祉医療受給者証(うすむらさき色)の有効期限が令和5年3月31日までの人)

問 健康福祉課 ☎32-1105

忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

日本国内にお住まいの20～60歳までのすべての人は、国民年金の加入と年金保険料納付義務があります。また、年金制度によって老後の所得保障だけでなく、障害年金や遺族年金などが受けられるようになっています。

しかし、年金加入手続きがされていないと年金受給額の減額や万一の時に障害年金・遺族年金が受け取れませんので、必ず手続きをしてください。

○加入の手続き

退職者などは第1号被保険者(学生、自営業者、無職の人など)になるため、住民環境課で手続きをしてください。

就職された人は第2号被保険者(会社員、公務員)に、その人に扶養される配偶者は第3号被保険者になり、勤務先の事業所が加入手続きを行います。

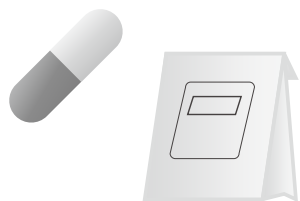
また、配偶者の扶養から外れることで、第3号被保険者から第1号被保険者になる場合は住民環境課で手続きをする必要があります。

※手続き時に必要な書類

- ・退職者…厚生年金・健康保険資格喪失証明書、離職票など
- ・配偶者の扶養から外れた人…厚生年金・健康保険資格喪失証明書

問 住民環境課 ☎32-1104
大垣年金事務所 ☎78-5166

ジェネリック医薬品を利用しましょう！



ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、特許期間が満了した新薬(先発医薬品)と同じ有効成分を使用し、品質・効き目が同等な医薬品です。味や形状を飲みやすく改良されているものもあります。

国の基準、法律に基づいて製造・販売されており、安全に使っていただけます。新薬よりも開発費が少ない分、価格が抑えられるため、薬代の節約にもつながります。

ジェネリック医薬品に変更するには？

医師や薬剤師にご相談ください。直接言いにくい場合は、“ジェネリック医薬品希望シール”を保険証やお薬手帳に貼って提示する方法もあります。養老町の国民健康保険に加入されている人は新しい保険証に同封していますので、ご活用ください。

※治療内容によっては、ジェネリック医薬品を利用できない場合があります。



問 住民環境課 ☎32-1104